

○ 佐賀県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則

（昭和54年2月20日）
（佐共財形規則第1号）

改正	昭和54年	5月	1日	財形規則第2号	昭和54年	11月	6日	財形規則第3号
	昭和56年	7月	2日	財形規則第4号	昭和57年	8月	19日	財形規則第5号
	昭和59年	6月	19日	財形規則第6号	昭和59年	11月	22日	財形規則第7号
	昭和60年	7月	29日	財形規則第8号	昭和61年	9月	5日	財形規則第9号
	昭和62年	9月	2日	財形規則第10号	昭和63年	8月	31日	財形規則第11号
	平成3年	5月	30日	財形規則第12号	平成5年	2月	12日	財形規則第13号
	平成6年	12月	6日	財形規則第14号	平成11年	7月	9日	財形規則第15号
	平成13年	2月	27日	財形規則第16号	平成22年	4月	27日	財形規則第17号
	平成24年	5月	28日	財形規則第18号	平成27年	10月	1日	財形規則第19号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）附則第40条の2第1項及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和53年政令第25号。以下「政令」という。）第2条並びに佐賀県市町村職員共済組合定款附則第12項第2号の規定に基づき、組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）に対して行う財形住宅貸付事業に係る貸付け（以下「財形住宅貸付」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭59財形規則6・平22財形規則17・平24財形規則18・平27財形規則19・一部改正）

（事業資金）

第2条 財形住宅貸付に必要な資金は、政令第4条第3項の規定に基づき、全国市町村職員共済組合連合会からの借入金をもって充てる。

（昭59財形規則6・一部改正）

第2章 貸付け

（貸付けの対象となる範囲）

第3条 財形住宅貸付は、組合員が次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 組合員が持家（自ら居住するため所有する住宅をいう。以下同じ。）としての住宅で、当該住宅の床面積（共同住宅にあつては、共用部分を除く。以下同じ。）が40平方メートル以上280平方メートル以下である住宅を建築する場合。

（昭59財形規則6・昭61財形規則9・昭62財形規則10・昭63財形規則11・平6財形規則14・一部改正）

- (2) 組合員が持家としての住宅で、当該住宅の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下である新築住宅（前々事業年度の4月1日以降に建設された住宅で、また人の居住の用に供されたことのない住宅をいう。以下同じ。）を購入する場合。

（昭59財形規則6・昭61財形規則9・昭62財形規則10・昭63財形規則11・平6財形規則14・一部改正）

- (3) 組合員が持家としての住宅で、当該住宅の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下である既存住宅（新築住宅以外のものをいう。以下同じ。）で、当該事業年度の4月1日の15年前の日以降に建設された主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）を耐火構造（同法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）とした住宅、又は当該事業年度の4月1日の10年前の日以降に建設されたそれ以外の既存住宅を購入する場合。

（昭57財形規則5・昭59財形規則6・昭59財形規則7・昭60財形規則8・昭61財形規則9号）

昭 62 財形規則 10・昭 63 財形規則 11・平 6 財形規則 14・平 13 財形規則 16・一部改正

- (4) 前各号に該当する場合に併せて当該住宅の用に供する土地の購入又は借入れをする場合
- (5) 組合員が持家である住宅を改良する場合（改良後の当該住宅の床面積が 40 平方メートル以上である住宅の改良に限る。）

（昭 59 財形規則 6・昭 60 財形規則 8・一部改正）

（借受資格）

第 4 条 財形住宅貸付を受けることができる組合員は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす組合員とする。

- (1) 財形住宅貸付の申込みの日（以下「貸付申込日」という。）の 2 年前の日から貸付申込日までの期間内に、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する勤労者財産形成貯蓄（以下「勤労者財産形成貯蓄」という。）を継続して 1 年以上にわたって行った期間の末日があること。

（昭 62 財形規則 10・一部改正）

- (2) 貸付申込日において有する勤労者財産形成貯蓄の額が 50 万円以上であること。

（貸付金の限度額）

第 5 条 貸付金の限度額は、財形住宅貸付を受けようとする組合員（以下「貸付申込者」という。）が貸付申込日において有する勤労者財産形成貯蓄の額の 10 倍に相当する額（当該金額が 4,000 万円を超える場合には、4,000 万円）の範囲内で、次の各号に定める金額とする。

（昭 57 財形規則 5・昭 62 財形規則 10・平 3 財形規則 12・平 4 財形規則 13・一部改正）

- (1) 貸付申込者が佐賀県市町村職員共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）第 3 条第 3 項に規定する住宅貸付（以下「住宅貸付」という。）に係る貸付金の貸付けを現に受けている場合又は受けようとする場合は、貸付申込者が貸付申込日から 5 年（5 年間勤続することが確実と認められない場合においては、勤続することが確実と認められる期間）を経過した日に退職するとしたならば、受けるべきこととなる地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当とする。）又はこれに相当する手当（以下「退職手当」という。）の額に 200 万円を加えた額から、貸付申込日における貸付申込者の住宅貸付に係る貸付金の残額（貸付申込日に住宅貸付を受けることがあらかじめ明らかなきときは、その受けることとなる住宅貸付に係る貸付金の額）を控除した金額。
- (2) 貸付申込者が貸付規程第 3 条第 4 項に規定する災害貸付（同項第 1 号に規定する災害家財貸付を除く。）の貸付金の貸付けを現に受けている場合又は受けようとする場合は、退職手当の額に 200 万円を加えた額から貸付申込日における貸付申込者の災害貸付に係る貸付金の残額（貸付申込日以後に災害貸付を受けることがあらかじめ明らかなきときは、その受けることとなる災害貸付に係る貸付金の額）を控除した金額。

（平 24 財形規則 18・一部改正）

- (3) 前 2 号以外の場合は、退職手当の額に 200 万円を加えた額。

（貸付金額の単位）

第 6 条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、50 万円を最低額とし、10 万円単位として計算するものとする。

（貸付利息）

第 7 条 貸付金の利率は、政令第 7 条の規定に基づき、総務大臣が定める利率によるものとし、財形に住宅貸付を行った日から償還の終了する日までの期間について計算する。

（昭 62 財形規則 10・平 24 財形規則 18・一部改正）

- 2 貸付金の利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（貸付けの申込み）

第 8 条 貸付申込者は、理事長の定める期間内に貸付申込書（様式第 1 号）に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添付して所属所長に提出しなければならない。

- 2 所属所長は、前項の申込書を受理したときは、同項の添付された書類を確認するとともに、これに意見を付して理事長に送付しなければならない。

（貸付の決定）

第9条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、貸付けの可否を決定し、所属所長を経由して貸付申込者に貸付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（貸付金の交付）

第10条 貸付申込者は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書（様式第3号）に理事長が別に定める書類を添え、所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を交付するものとする。

（住宅建築等の義務）

第11条 前条第2項の貸付金の交付を受けた組合員（以下「借受人」という。）は、貸付けの時から6月以内に当該貸付けに係る住宅の新築若しくは購入又は当該住宅に係る土地の購入若しくは借入れをしなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この期限を6月を限度として延期することができるものとする。

（債権の保全）

第12条 借受人は、組合と保険会社との間で契約している「官公庁等共済組合住宅資金貸付保険」（以下「貸付保険」という。）の適用を受けるものとする。

（費用の負担）

第13条 借受人は、貸付保険に係る保険料として理事長が定める額（以下「貸付保険料」という。）を負担しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により貸付保険料を負担した借受人が当該貸付保険の対象となった貸付金について、その償還期間が満了する日の1年以上前にその金額を償還したときは、そのとき以後の期間に係る貸付保険料を借受人に返還しなければならない。

第3章 償還

（償還期間及び金額）

第14条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌々月から178月の範囲内で毎月元利均等により償還するものとする。ただし、貸付金の交付を受けた日から第1回目の償還期日までの期間については、日割り計算によって算出した利息を支払うものとする。

（昭56財形規則4・昭62財形規則10・一部改正）

- 2 毎回償還額は、当該貸付けの日から5年の整数倍の期間を経過する日において改定するものとし、新償還額（ただし、算出して得た額が旧償還額の1.5倍に相当する額を超える場合は、原則旧償還額の1.5倍に相当する額を新償還額とする。）は、新貸付利率、残存元金及び残存期間等に基づいて定めるものとする。

（平11財形規則15・全部改正）

- 3 貸付後の利率の改定により最終償還期日において元金又は利息が残る場合は、当該期日に一括して償還するものとする。ただし、当該額が著しく高額であり一括償還が困難であると理事長が認めるときは償還期間の延長を行うことができるものとする。

（昭62財形規則10・追加, 平11財形規則15・一部改正）

- 4 貸付後の利率の改定により、未収利息が発生した場合は、翌日以後の償還額から充当するものとし、その充当は未収利息、約定利息、元金の順に行うものとする。

（昭62財形規則10・追加, 平11財形規則15・一部改正）

- 5 借受人は、第1項の規定にかかわらず、未償還元利金を一時に償還することができる。

（昭62規則10・平11財形規則15・一部改正）

（償還の手続き）

第15条 理事長は、前条第1項の規定による元利金の償還は、借受人の給与支給機関から当該元利金を給与支給日に借受人の給与から控除して払込みを受けるものとする。

2 前条第2項、第16条又は第17条第2項の規定により償還する場合又は給与の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与から控除できない場合は、借受人は、理事長が指定する日（以下「指定日」という。）までに、償還金払込書（様式第4号）により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取消し、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を喪失したとき
- (2) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- (3) その他この規則に違反したとき

（資格喪失時の即時償還の特例）

第17条 理事長は、借受人が、組合員の資格を喪失し、引き続き法に基づく他の組合（以下「他の組合」という。）の組合員となったとき（その者が更に引き続き当該他の組合以外の他の組合の組合員となったときを含み、他の組合の組合員となったことにより、地方自治法第204条第2項に規定する退職手当を受けたときを除く。）は、前条第1号の規定にかかわらず、引き続き償還を継続させることができるものとする。この場合においては、借受人の元利金の償還は、法第115条第4項の規定に基づいて行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により元利金の償還を継続している借受人が、当該他の組合の組合員の資格を喪失したときは、前条第1号に該当するに至ったものとみなして、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

（延滞利息）

第18条 借受人は、第15条第2項の規定により償還する場合において、借受人の責に帰すべき事由により償還が遅延したときは当該遅延に係る貸付金に対して指定日の翌日から償還した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を負担しなければならない。

（住宅及び土地の譲渡の制限）

第19条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付金に係る住宅又は土地（借地権を含む。）を他人に譲渡し又は貸付けてはならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

（細則）

第20条 この規則で定めるもののほか、財形住宅貸付の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和54年2月20日から施行する。

附 則（昭和54年5月1日財形規則第2号抄）

- 1 この規則は、昭和54年5月1日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則は、この規則の施行日以後に受けた申込みから適用し、施行日前に受けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和54年11月26日財形規則第3号抄）

- 1 この規則は、昭和54年10月から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則は、この規則の施行日以後に受けた申込みから適用し、施行日前に受けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和56年7月2日財形規則第4号抄）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年8月19日財形規則第5号抄）

- 1 この改正は、昭和57年8月19日から施行し、昭和57年5月25日から適用する。
- 2 改正後の第3条第2号及び第3号の規定は、施行の日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（昭和59年6月19日財形規則第6号抄）

- 1 この改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条、第2条、第3条第1号、第2号、第3号及び第5号の規定は、施行の日以後新たに取得及び改良することとなる住宅について適用する。

附 則（昭和59年11月22日財形規則第7号抄）

- 1 この改正は、昭和59年11月22日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、昭和59年10月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（昭和60年7月29日財形規則第8号抄）

- 1 この改正は、昭和60年7月29日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第3号及び第5号の規定は、昭和60年6月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（昭和61年9月5日財形規則第9号抄）

- 1 この改正は、昭和61年9月5日から施行し、昭和61年6月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第1号から第3号までの規定は、昭和61年6月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（昭和62年9月2日財形規則第10号抄）

- 1 この改正は、昭和62年9月2日から施行し、昭和62年6月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号、第2号及び第3号、第7条、第14条並びに第18条の規定は、昭和62年6月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用し、第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号の規定は勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年法律第75号）の施行の日以後に受理する貸付の申込から適用する。

附 則（昭和63年8月31日財形規則第11号抄）

- 1 この改正は、昭和63年8月31日から施行し、昭和63年6月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第1号、第2号及び第3号並びに別表の規定は、昭和63年6月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（平成3年5月30日財形規則第12号抄）

- 1 この改正は、平成3年5月30日から施行し、平成3年4月19日から適用する。
- 2 改正後の第5条及び別表の規定は、平成3年4月19日以後に受理した貸付けの申込から適用する。

附 則（平成5年2月12日財形規則第13号抄）

- 1 この改正は、公告の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成4年8月31日以後に受理した貸付けの申込から適用する。

附 則（平成6年12月6日財形規則第14号抄）

- 1 この改正は、平成6年12月6日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号、第2号及び第3号の規定は、平成6年10月1日以後新たに取得することとなる住宅について適用する。

附 則（平成11年7月9日財形規則第15号抄）

- 1 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 14 条第 2 項の規定は、施行日以後に受理した財形住宅貸付の貸付けの申込みから適用し、施行日前に申込みを受理した財形住宅貸付の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 2 月 27 日財形規則第 16 号抄）

この改正は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 27 日財形規則第 17 号抄）

この改正は、平成 22 年 4 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 28 日財形規則第 18 号抄）

この改正は、平成 24 年 5 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日財形規則第 19 号抄）

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号

(表)

申込区分	1 建設 2 新築住宅購入 3 既存住宅購入 4 住宅改良			貸付申込書		財形 年度		1 2 3	
	年 月 日								
貸付申込金額		円	償還方法		毎月元利均等償還で180箇月払いとする。				
貸付申込日		年 月 日							
所属所名									
氏名及び年齢		Ⓜ 年 令 才							
組合員証記号番号									
採用年月日		明・大・昭 年 月 日							
現住所									
現住所の区分		公務員宿舎 借家・公団等							
取得する住宅の概要	所在地又は建設地				土地の所有関係		土地の所有権移転登記（予定）年月日		
	建築物の名称				1 所有権 2 地上権 3 賃借権		年 月 日		
	住宅番号								
構造	1 木造 2 不燃構造 3 簡易耐火 4 耐火		の住宅 面宅 積部 分	住宅(専有)面積		m ²		着工（予定） 年 月	
				バルコニー		m ²		竣工（予定） 年 月	
				合計		m ²			
土地の概要	既存住宅購入の場合記入のこと		建物の表示登記年月日 年 月 日		売主の住宅取得登記年月日 年 月 日		売主の居住状況 1 入居中 2 すでに退去 (年 月 日退去)		
	住宅改良の場合記入のこと		改築工事の種類 増築 (1 建増し 2 模様替 3 改築 4 修繕)			住宅の所有者氏名(申込人との関係) ()			
		増築又は改築工事の住宅部分面積 m ²			改良後の住宅部分の面積 m ²				
貸付金振込先		銀行 支店 普通・当座 No.							

（裏）

建設費〔予定〕 購入価額総	土地	万円	借入希望額	土地	万円
	建物	万円		建物	万円
	合計 ① + ② + ③	万円		合計 ④	万円
手持金	⑤ 万円				
借入金	共済組合	万円			
	住宅金融公庫	万円			
	その他	万円			
	合計 ⑥	万円			
共済組合から組合員貸付けを受けている(受けようとする)場合記入のこと	借入（予定）年月日	年 月 日			
	借入（予定）金額	万円			
	貸付の種類	1 住宅 2 災害			
	財形貸付申込日における借入金残額	万円			
所属所長意見	<p>関係書類を確認した結果、適正なものであることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県市町村職員共済組合理事長 殿</p> <p>職 氏 名 印</p>				

（注） 数字のある欄は、該当する数字を○で囲んでください。

共 済 組 合 処 理 欄					
受付日付印	貸付決定 年 月 日	年 月 日	貸付番号	第 . 号	
	貸付期間	自 至	年 月 日	年 月 日	
	決 裁	局 長			係 員

様式第2号

財形

貸付決定通知書

貸付決定番号	年度第号
貸付金額	円
貸付年月日	年 月 日
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日付の借入れの申込みについては、佐賀県市町村職員共済組合
財形住宅貸付規則第9条の規定により、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

殿

佐賀県市町村職員共済組合

理事長



様式第3号

財形

借 用 証 書

金 額	円
借 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利 率	年 パーセント
償 還 方 法	借り受けた日の属する月の翌月から元利均等償還180月払い
元 利 金 の 支 払 期 日	毎 月 日（給料支給日）

年度第 号により貸付決定のあった貸付金については、佐賀県市町村職員
共済組合財形住宅貸付規則を承知のうえ、上記のとおり借用します。

年 月 日

佐賀県市町村職員共済組合

理 事 長 殿

所 属 所 名

氏 名



住 所

様式第4号

財形

償還金払込書

貸付決定番号		年度第号
貸付金残額(A)		円
償還額	元金(B)	円
	利息	円
	合計	円
貸付金残額(A)-(B)		
送金日	年	月 日

上記とおり、未償還元利金の一部を償還します。

年 月 日

所属所名

氏名

印

所属所長名

印